

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 2 5 年 4 月  
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成20年5月に公布され、同年11月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等35市町の計画を認定しています。

このたび、法第5条に基づき認定申請があった岐阜県岐阜市、長野県長野市、島根県津和野町の歴史的風致維持向上計画について4月11日に認定を行います。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は38市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに11日以降に公開されます。

・国土交通省HP：<http://www.mlit.go.jp/crd/rekimachi/nintei/nintei.html>

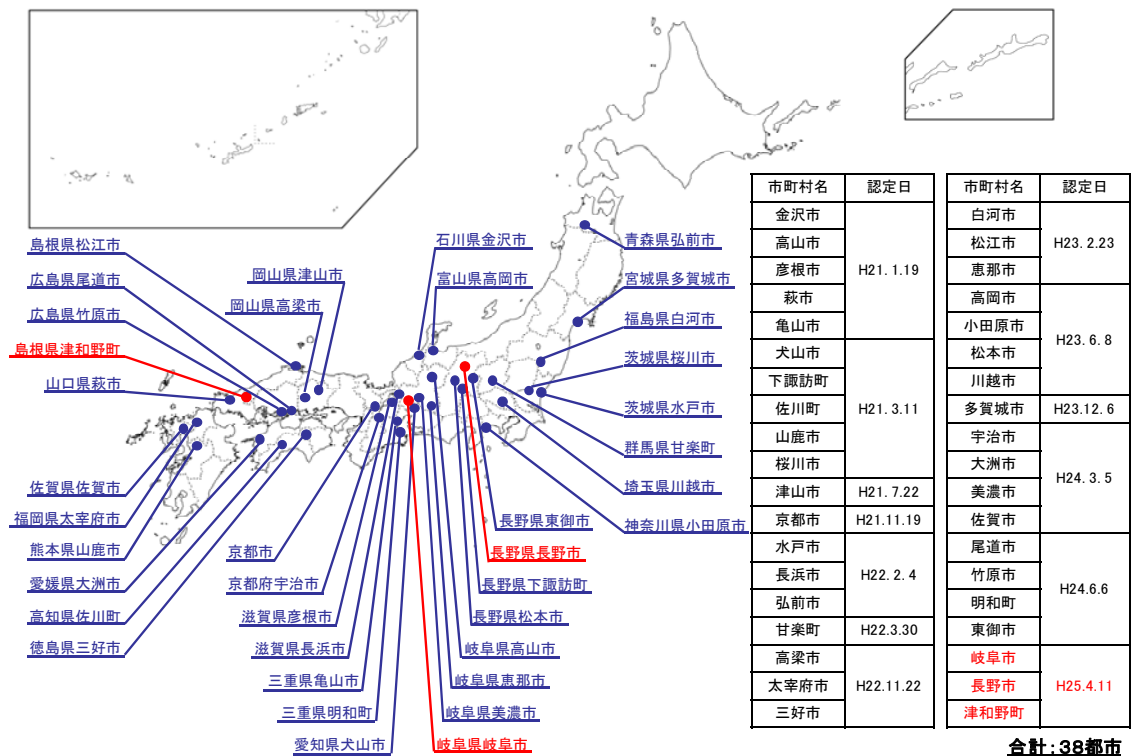


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

## ■各市町の計画の概要（申請順）

### ○ 岐阜市歴史的風致維持向上計画（岐阜県岐阜市 認定申請日 H25. 3. 6）

史跡「<sup>ぎふじょうあと</sup>岐阜城跡」を含み、岐阜まつり等の祭礼や岐阜提灯等の伝統工芸が受け継がれ歴史的町割りや建造物が残る岐阜城下町、1300年以上続く鶺鴒が行われる長良川や鶺鴒匠が住む<sup>うかいや</sup>鶺鴒屋地区の区域を重点区域とし、岐阜公園の再整備、歴史的建造物の修理・修景に対する助成、長良川鶺鴒伝承館における鶺鴒文化の情報発信、岐阜提灯の振興事業等が位置付けられています。



【長良川で行われる鶺鴒】

### ○ 長野市歴史的風致維持向上計画（長野県長野市 認定申請日 H25. 3. 7）

国宝「<sup>ぜんこうじほんどう</sup>善光寺本堂」等を含み、<sup>ごかいちやう とかくしんじや</sup>善光寺御開帳や戸隠神社<sup>しきねんたいさい</sup>式年大祭等の祭礼が受け継がれ、寺社や宿坊等の歴史的建造物が残る「<sup>まつしろじやうあと</sup>善光寺・戸隠地区」、史跡「<sup>まつしろじやうあと</sup>松代城跡」等を含み、<sup>まちかわだ おんげしらさい</sup>松代城下町を流れる水路を活用した伝統的な水利用や<sup>まちかわだ おんげしらさい</sup>町川田神社の御柱祭等の活動が受け継がれ、<sup>わかほかわだ</sup>武家屋敷や宿場の町並みが残る「<sup>わかほかわだ</sup>松代・若穂川田地区」、重要文化財「<sup>しらひげじんじやほんでん</sup>白髭神社本殿」を含み、<sup>しらひげじんじやほんでん</sup>白髭神社の祭礼等が受け継がれ、歴史的な民家等の建築が残る「<sup>きなさ</sup>鬼無里地区」の3箇所を重点区域とし、重要文化財「<sup>きやうぞう</sup>善光寺経蔵」の保存修理、道路の美装化・無電柱化、鬼無里地域の伝統的な祭礼の情報発信等の事業が位置付けられています。



【善光寺御開帳期間中の祭礼】

### ○ <sup>つわのちやう</sup>津和野町 歴史的風致維持向上計画（島根県津和野町 認定申請日 H25. 3. 8）

重要文化財「<sup>はちまんぐうほんでん</sup>八幡宮本殿」、史跡「<sup>つわのじやうあと</sup>津和野城跡」等を含み、重要無形民俗文化財「<sup>つわのやさかじんじや さぎまい</sup>津和野弥栄神社の鷺舞」や津和野<sup>はんこうようろうかん</sup>踊り等の祭礼が受け継がれ、藩校養老館や町屋建築が残る津和野城下町やその背景となり津和野の景観を形づくる<sup>あおの</sup>青野<sup>さんろく</sup>山麓の区域を重点区域とし、藩校養老館の保存修理・活用、青野山麓から城下町への眺望を生かした広場・散策路整備、伝統行事の活動支援等の事業が位置付けられている。



【藩校養老館前で行われる鷺舞】